

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 9 月 6 日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所長

藤村 正純



1. 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 警報車（7人乗）1台購入 1台引渡し
- (2) 購入等物品の特質など 入札説明書による
- (3) 納入期限 平成 22 年 12 月 9 日
- (4) 納入場所 福井県大野市中野 29-28
近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所
- (5) 入札方法

- ① 本件は価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。
- ② 入札者は、車両費、輸送費、下取り価格（リサイクル料金を除く）、自動車重量税、自動車賠償責任保険料、自動車リサイクル料金に加えて、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、車両費、輸送費及び下取り価格（リサイクル料金を除く）に 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）の総額を入札書に記載すること。
なお、入札者は入札書の内訳も入札書に同封すること。
- ③ 電報及び郵送による入札は認めない。
- ④ 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令 99 条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

2. 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 22・23・24 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の B、C 又は D 等級に格付けされた東海・北陸地域又は近畿地域の競争参加資格を有するものであること。有資格者が「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ① 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - ② 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写し

でも可)

- (3) 上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(上記(2)の書類を提出している者を除く。)
- (4) 上記(2)の競争参加資格の認定を受けていない者も入札書及び競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならぬ。
- (5) 当該購入物品(同等品を含む)に係る納入実績があることを証明した者であること。
同等品とみなすもの : 乗用自動車
- (6) 当該購入物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 入札書の受領期限の日から開札までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 技術資料等及び入札書と性能証明書の提出場所、契約条項を示す場所、当該入札に関する問い合わせ先
〒 912-0021
福井県大野市中野 29-28
近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 総務課 総務係
TEL 0779-66-5300 (内線 214)
- (2) 入札説明書を交付する場所
「上記(1)に同じ」
- (3) 技術資料等の受領期限 平成 22 年 9 月 14 日 午後 4 時 00 分
- (4) 下見会の場所及び日時 福井県大野市中野 29-28
近畿地方整備局 九頭竜和ダム統合管理事務所 総務課
平成 22 年 9 月 17 日 午前 9 時 00 分～正午
- (5) 入札書と性能証明書の受領期限 平成 22 年 9 月 28 日 午後 4 時 00 分
- (6) 開札の日時及び場所 平成 22 年 10 月 5 日 午後 2 時 30 分
近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 入札室

4. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
- ① この競争に参加を希望する者は、所定の受領期限までに競争参加資格の確認及び技術審査必要な技術資料等を上記3.(1)に示す場所に提出しなければならない。なお、開札日の前日までの間において必要な技術資料等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- ② この競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに分任支出負担行為担当

官の交付する入札説明書に基づいて環境性能その他仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能等証明書を作成し、これを入札書に添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から性能等証明書に関する説明をもとめられた場合には、説明しなければならない。

(4) 落札対象

性能等証明書は、分任支出負担行為担当官において仕様書に定める要求要件に基づき審査をするものとし、性能等証明書の合否については、開札日の前日までに連絡するものとする。

なお、合格した性能等証明書に係る入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

次の要件に該当する者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点の最も高い者が2者以上ある時は、当事者にくじを引かせて落札者を決定する。

- ① 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 入札者が提出した性能等証明書が分任支出負担行為担当官の審査の結果合格したものであること。

(8) 支払い

発注者は受注者に対して納入費用のうち自動車重量税、自動車賠償責任保険料、自動車リサイクル料金に係る費用を支払う。受注者は発注者に対し、下取り価格（リサイクル料金を除く）から納入費用のうち車両費、輸送費及び消費税相当額に係る費用を差し引いた価格を別途支払う。

(9) 詳細は入札説明書による。